

### 第1章 災害の想定

海岸線が入り組んでおり多くの島々を有する地域特性を持つ本町は、豪雨や台風による災害に加えて、地震・津波などによる災害に対して、このような地域特性に即した地形・地質等の自然条件や人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生条件等を考慮して、想定すべき災害に対する対策の目標を示しておく必要がある。

#### 第1節 地震・津波の想定

##### 第1. 趣旨

鹿児島県は、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から25年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、平成24年度は地震等の大きさの想定を、25年度は被害の想定を行っている。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行われており、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

鹿児島県が想定している地震のうち、本町では特に影響を及ぼすと想定される、南海トラフの巨大地震、奄美群島太平洋沖（北部）の地震、奄美群島太平洋沖（南部）の地震を地震・津波の想定として考慮することとする。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

##### 第2. 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として下記のとおりとする。

- ・科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・災害による直接的被害を想定するとともに、社会に与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

##### 第3. 想定地震等の考え方

想定する地震等は、鹿児島県による県地域防災計画を想定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い発生確率のものではなく、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、下記のとおり想定されたものである。

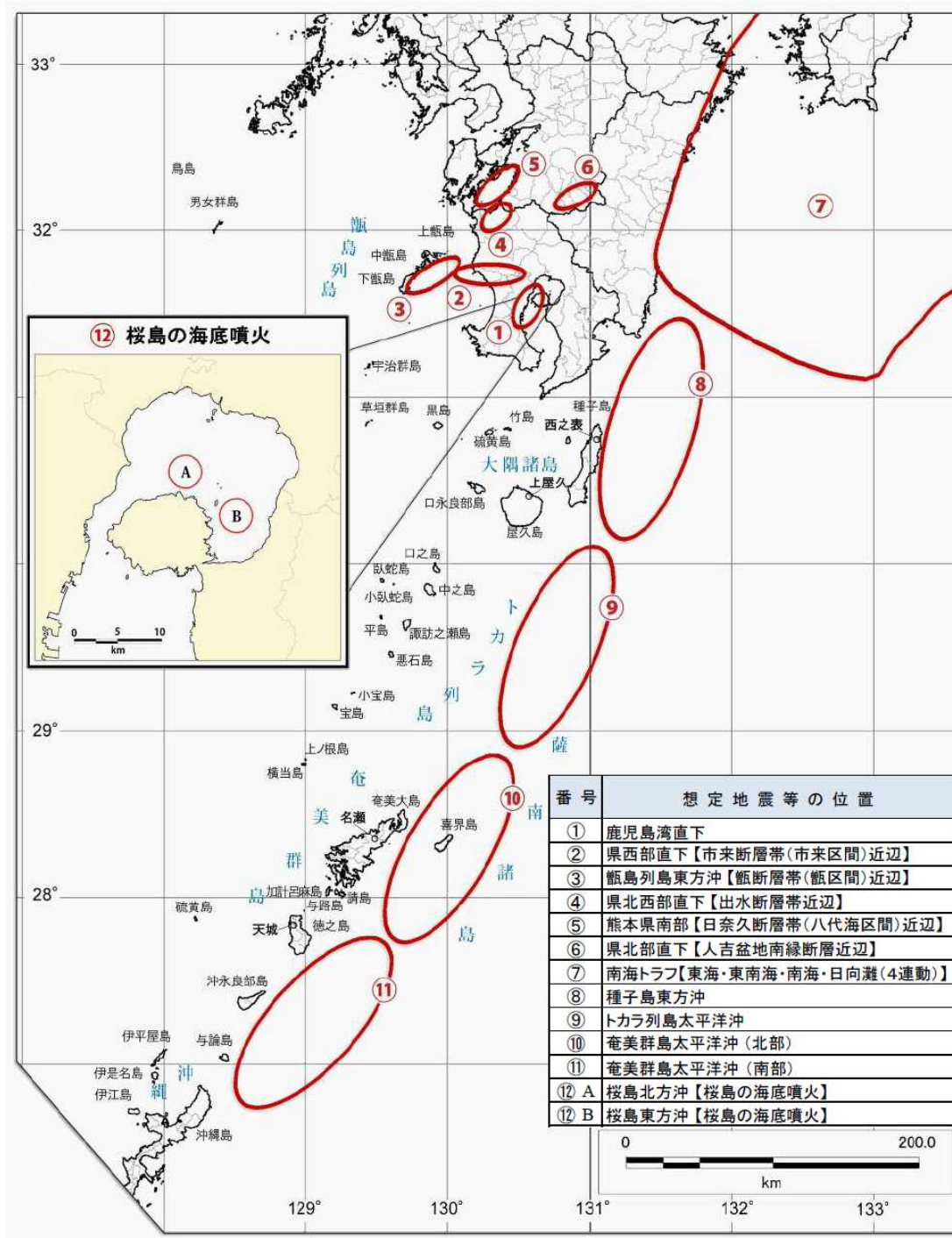
- ・地域における過去最大の地震と同規模以上の地震（基本はマグニチュード7又は8クラス）
- ・可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、想定しない）

### 第3編 地震・津波災害対策編

- ・本町への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定
- ・国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- ・県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

#### 第4. 想定地震等の概要

想定地震等の位置



資料：平成 26 年 2 月 鹿児島県地震等災害被害予測調査より

想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード ( $M_J$ )	モーメント マグニチュード ( $M_w$ )	震源断層 上端の深度 (km)	津波 (11津波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甌島列島東方沖 【甌断層帯(甌区間)近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	○
⑫ A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫ B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

注 気象庁マグニチュード ( $M_J$ ) とモーメントマグニチュード ( $M_w$ ) について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から、気象庁マグニチュード ( $M_J$ ) を算出している。その後、断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード ( $M_w$ ) を求めている。

プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード ( $M_w$ ) を求めている。

資料：平成26年2月 鹿児島県地震等災害被害予測調査より

### 第3編 地震・津波災害対策編

#### 瀬戸内町における各想定地震ごとの地震動の概要

想定地震	地震動の想定結果
南海トラフの巨大地震	<p>鹿児島県では、内閣府（2012）の南海トラフの巨大地震モデル検討会の4ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち、基本及び東側ケースの震度よりも、西側及び陸側ケースの震度が大きくなる。</p> <p>曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。</p> <p>鹿児島市、鹿屋市、垂水市、霧島市、伊佐市、始良市、さつま町、湧水町、大崎町、肝付町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。</p>
種子島東方沖の地震	<p>種子島の3市町、曾於市、志布志市では、多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定される。</p> <p>鹿児島市、鹿屋市、指宿市、垂水市、霧島市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、屋久島町においても、一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。</p>
トカラ列島太平洋沖の地震	<p>中種子町、南種子町、屋久島町では、一部の地域で震度6弱に達すると想定される。</p>
奄美群島太平洋沖（北部）の地震	<p>喜界町では、ほぼ全域で震度6強以上の揺れが想定され、一部の地域で震度7に達すると想定される。</p> <p>奄美大島の5市町村の多くの地域、天城町の一部の地域では、震度6弱の揺れが想定され、奄美市では、一部の地域で震度6強に達すると想定される。</p>
奄美群島太平洋沖（南部）の地震	<p>徳之島の3町の多くの地域、奄美市、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、与論町の一部の地域では震度6弱に達すると想定される。</p>

瀬戸内町における各想定地震ごとの最大震度

想定地震等の位置	最大震度
鹿児島湾直下	1
県西部直下（市来断層帯近辺）	1
甬島列島東方沖	1
南海トラフ（東海・東南海・南海・日向灘 4連動） 地震動：基本ケース	2
南海トラフ（東海・東南海・南海・日向灘 4連動） 地震動：東側ケース	2
南海トラフ（東海・東南海・南海・日向灘 4連動） 地震動：西側ケース	2
南海トラフ（東海・東南海・南海・日向灘 4連動） 地震動：陸側ケース	2
種子島東方沖	3
トカラ列島太平洋沖	4
奄美群島太平洋沖（北部）	6弱
奄美群島太平洋沖（南部）	6弱

### 第3編 地震・津波災害対策編

瀬戸内町における各想定津波の波源ごとの最大津波

想定地震等の位置	最大津波到達時間	
	到達時間(分)	津波高(m)
鹿児島湾直下	182	1.25
県西部直下(市来断層帯近辺)	—	—
甬島列島東方沖	342	1.41
熊本県南部(日奈久断層帯近辺)	—	—
南海トラフ(東海・東南海・南海・日向灘 4連動) 地震動:西側ケース	103	4.18
南海トラフ(東海・東南海・南海・日向灘 4連動) 地震動:陸側ケース	104	4.59
種子島東方沖	88	2.13
トカラ列島太平洋沖	50	3.11
奄美群島太平洋沖(北部)	54	5.30
奄美群島太平洋沖(南部)	53	6.43

想定地震等の位置	地区名	津波到達時間
奄美群島太平洋沖(南部)	瀬戸内町 諸鈍	10分

- ※ 上表は、各波源ごとから生じると予想される最大津波の到達時間を示したものである。
- ※ 「津波到達時間」は、津波の計算時間(6時間)内において、気象庁が津波警報を発令する際の水位変化の基準である+1.0m以上の津波が海岸線に最初に到達する時間
- ※ 「最大津波到達時間」は、津波の計算時間(6時間)内において、最大津波が海岸線に到達する時間



第2節 被害の想定

被害想定は想定される被害が異なる3種類の特徴的なシーン（季節・時刻）を設定して行う。

第1. 想定するシーン

季節・時刻	想定される被害の特徴
冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。</li> </ul>
夏・昼12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する機会が多い。</li> <li>・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。</li> <li>・沿岸部には、海水浴客をはじめとする観光客が多い。</li> </ul>
冬・夕18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>・帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

第2. 地震・津波等、被害想定概要

項目	想定内容
建物被害	液状化による建物の全半壊棟数 地震動（揺れ）による建物の全半壊棟数 斜面崩壊による建物の全半壊棟数 津波による建物の全半壊棟数 火災による建物の全半壊棟数
落下物等	ブロック塀等の倒壊件数 自動販売機の転倒台数 屋外落下物が発生する建物棟数
人的被害	建物倒壊（揺れ）による死傷者数 斜面崩壊による死傷者数 津波による死傷者数 火災による死傷者数 ブロック塀・自動販売機等の転倒・屋外落下物による死傷者数 屋内収容物移動・転倒（屋内転倒物）、屋内落下物による死傷者数 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数 津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数
ライフライン被害	水道、電力、通信（電話）、の被害
交通施設被害	道路、港湾、漁港の被害
生活への影響	避難者、物資

### 第3編 地震・津波災害対策編

災害廃棄物等	災害廃棄物、津波堆積物
その他の被害	孤立集落
被害額	建物、ライフライン施設、交通施設、土地（農地）、その他

#### 第3. 本町における被害想定結果概要

全壊・焼失棟数

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
冬18時	160	わずか	わずか	80	0	240	わずか

半壊棟数

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
冬18時	470	60	10	200	740	10

ブロック塀等倒壊件数

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

塀件数				倒壊件数			
ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
670	150	150	970	30	20	10	60

自動販売機転倒台数

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

自動販売機台数	自動販売機転倒台数
410	わずか



屋外落下物が生じる建物棟数

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

屋外落下物が想定される建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数
わずか	わずか

死者数（早期避難率：低）

想定地震：南海トラフ

季節・時刻	建物倒壊	(うち屋内 収容物移 動・転倒(屋 内転倒物)、 屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動 販売機等の転倒、 屋外落下物	合計

負傷者数（早期避難率：低）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	建物倒壊	(うち屋内 収容物移 動・転倒(屋 内転倒物)、 屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動 販売機等の転倒、 屋外落下物	合計

重傷者数（早期避難率：低）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	建物倒壊	(うち屋内 収容物移 動・転倒(屋 内転倒物)、 屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動 販売機等の転倒、 屋外落下物	合計

### 第3編 地震・津波災害対策編

建物被害に伴う要救助者数（自力脱出困難者数）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	揺れによる建物被害に伴う要救助者数
冬深夜	わずか

津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数

想定地震：南海トラフ

季節・時刻	要救助者数	要捜索者数
冬深夜	わずか	50

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	要救助者数	要捜索者数
冬深夜	70	50

水道被害（断水人口）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
冬18時	9,100	2,700	30	2,400	27	1,200	13	120	1

電力被害（停電軒数）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
		電灯軒数 (軒)	停電率 (%)	電灯軒数 (軒)	停電率 (%)	電灯軒数 (軒)	停電率 (%)	電灯軒数 (軒)	停電率 (%)
冬18時	8,100	130	2	130	2	130	2	130	2

通信被害（固定電話不通回線数）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)
冬18時	4,900	160	3	80	2	80	2	80	2

通信被害（携帯電話不通ランク）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク
冬18時	5	わずか	3	わずか	3	わずか	3	わずか

港湾・漁港係留施設被害（被害箇所数）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

岸壁		その他係留施設	
岸壁数	被害箇所数	その他係留施設数	被害箇所数
10	わずか	90	20

防波堤被害（被災防波堤延長）

想定地震：奄美群島太平洋沖（南部）

防波堤延長（m）	被災防波堤延長（m）
6,900	160

避難者数

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
冬深夜	1,200	780	420	1,000	670	340	1,200	350	820

### 第3編 地震・津波災害対策編

#### 物資需要量

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	食料 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
冬深夜	2,800	7,200	1,600	2,400	3,500	1,300	1,300	360	700

#### 災害廃棄物発生量

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

季節・時刻	災害廃棄物（万トン）			災害廃棄物（万m <sup>3</sup> ）		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
冬18時	わずか	10～20	10～20	わずか	10～10	10～10

#### 孤立する可能性のある集落数

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

農業集落		漁業集落	
孤立に至る条件に 該当する集落数	孤立する可能性 のある集落数	孤立に至る条件に 該当する集落数	孤立する可能性 のある集落数
1	1	0	

#### 資産等の被害額（抜粋）

想定地震：奄美群島太平洋沖（北部）

単位（億円）

季節・時刻	建物	資産	交通		土地 農地	災害 廃棄物	合計
			港湾・漁港	その他の 公共施設			
冬18時	130	20	140	60	10	30	390

資料：平成26年2月 鹿児島県地震等災害被害予測調査より

※ 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

第4. 津波からの避難の迅速化による死者数の軽減効果

	避難行動別の比率		
	避難する		切迫避難 あるいは 避難しない
	すぐに避難する (直接避難)	避難するが すぐには避難しない (用事後避難)	
早期避難者比率が低い場合 (早期避難率 低)	20 %	50 %	30 %
早期避難者比率が高い場合 (早期避難率 高)	70 %	20 %	10 %
早期避難者比率が高く、さら に津波情報の伝達や避難 の呼びかけが効果的に行わ れた場合 (早期避難率高+呼びかけ)	70 %	30 %	0 %
全員が発災後すぐに避難を 開始した場合 (迅速避難)	100 %	0 %	0 %

※ 避難開始時期は、昼間の場合、直接避難者は発災後5分後、用事後避難者は発災後15分後、切迫避難者は津波到達後とする。また、夜間の場合は、昼間に比べてさらに5分準備に時間がかかるものと仮定する。

資料：平成26年2月 鹿児島県地震等災害被害予測調査より

第3節 地震・津波等、防災・減災対策の目標

第1. 目標と取り組みの方向性

いっどこで発生するかわからない地震や津波による災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせる必要がある。

第2. 減災目標

地震の揺れによる死者数及び津波による死者数をゼロにする。

第3. 取り組みの方向性

- ・「命を守る」(人的被害の抑止)、「暮らしを守る」(生活の確保)、「地域を守る」(経済被害等の軽減)の3つの柱を基本目標とした必要な対策を実施する。
- ・多くの死者を発生させると考えられる建物倒壊、津波対策に重点的に取り組む。
- ・巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを第一に、住民の避難を軸としたハード対策とソフト対策を組み合わせる。

## 第3編 地震・津波災害対策編

---

- ・ 海岸線が長く、多くの島々を有する本町の地域特性のほか、過疎・高齢化の進展などの社会的状況も考慮した対策に取り組む。
- ・ 県、市町村、関係機関、住民とが一体となって取り組む。



## 第2章 地震・津波災害予防

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるように整備しておくことが基本となる。また、津波災害対策にあたっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

### 第1節 土砂災害等の防止対策の推進

本町は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等の被害を受け易く、地震時においても、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

#### 第1. 土砂災害防止事業の推進

本町は、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。また、地震時は震源の近傍を中心に斜面崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害の発生が予測されるほか、道路交通の不通箇所が予測されることから、各種法令に基づく災害危険個所の調査結果を踏まえて指定した危険区域に対し、災害防止事業を行い、行為規制や巡視等予防上必要な措置を行う。

##### 1. 山地災害危険地区等

###### (1) 防災事業の実施

国の長期計画の下に、荒廃地、疎悪林等の早期復旧及び山地災害の発生のおそれのある荒廃危険地の災害未然防止のために、植生、治山施設を適正に配備し、これらの機能を相互に補充させ、防災林の適正な造成、保安林の機能向上を図る観点から、保安林整備を行う必要があることから、山地災害危険地区の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

###### (2) 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される個所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。

###### (3) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の規制、既存宅地の移転促進等のソフト対策を推進する。

## 第3編 地震・津波災害対策編

### ア 土砂災害警戒区域の指定

土砂災害防止法第7条に基づき、地域防災計画において各区域毎に警戒避難体制に関する事項の住民への周知を図る。

### イ 土砂災害特別警戒区域の指定

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者等に対し移転等の勧告が可能となる。

### (4) その他の災害危険個所

各種法令の指定要件に該当しない危険個所においても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険個所ごとに巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

## 第2. 災害危険個所等の調査結果の周知

### 1. 災害危険個所の点検体制の確立

災害危険個所の防災点検の実施にあたっては、当該危険個所のある地域の自主防災活動のリーダーや住民の参加を得て行うように努める。

住民は、住民自身による災害危険個所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険個所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる個所等を発見したときは、すみやかに担当課に通報する。

### 2. 災害危険個所の災害危険性の把握・周知

(1) 町は、災害危険個所の内容を住民に十分認識してもらえよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険個所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

(2) 地震等による斜面崩壊危険度等の県の想定結果を利用するとともに、町独自に新たに把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について新たに調査し、結果を積極的に住民に周知する。

### 3. 災害危険個所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険個所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

(1) 災害危険個所・避難場所・避難所・避難路及び避難方法を町防災計画に明示・位置づける。

(2) 災害危険個所その他、避難場所、避難所、避難路を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布。

(3) 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会等、あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

### 第2節 地震・津波災害に強い地域づくり

#### 第1. 地震・津波に強いまちづくり

1. 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。
2. 県の設定する津波浸水想定を踏まえて、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・擁壁等を計画すること等を通じて、統合的な施設整備に努める。
3. 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
4. 地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
5. 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
6. 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化・非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。特に、災害時において重要な役割を担う防災関連施設の津波災害対策については、災害時におけるの障害がないように特に万全を期するものとする。
7. 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
8. 地域防災計画において、津波災害警戒区域の指定のあった区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
9. 地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利

## 第3編 地震・津波災害対策編

用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

10. 地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
11. 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
12. 最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
13. 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な地域とのアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

### 第2. 地震・津波災害の防止対策

台風時の高潮や冬季波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきており、今後とも、引き続き、海岸保全計画に基づき海岸保全施設の整備を図る。

### 第3. 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

従来 of 台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、津波や地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

### 第4. 津波危険の把握

町は、県地震等災害被害予測調査や国の機関等の津波関連調査の成果を踏まえ、過去の災害記録等も活用しつつ、被害が予想される津波災害危険予想地域の把握の指導に努める。

### 第5. 地震・津波災害に対する広報・避難体制の整備

#### 1. 避難指示の伝達・広報体制の整備

津波に関する避難指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

#### 2. 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波の襲来が想定される区域について、地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

特に、沿岸地域に津波地震時用の避難場所等を広く指定・確保しておく。また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高などの配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

### 第6. 地震・津波災害に関する訓練及び意識啓発

#### 1. 各種広報媒体を活用した広報

広報誌、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、町民に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い、周知に努める。

#### 2. 津波災害に関する意識啓発

現在の津波危険の実態、過去の津波災害履歴、津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ、津波関連のシンポジウム、講習会の開催、地域の会合などのあらゆる機会をとらえ、町民に対して、繰り返し津波災害の啓発を行い、周知に努める。

#### 3. 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

地域の実状に応じて津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

### 第3節 迅速かつ円滑な地震・津波災害応急対策への備え

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

#### 第1. 公的機関及び各種防災機関の業務継続性の確保

町及び各防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るように努める。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、平常時から訓練等を実施し、業務継続計画の評価、検証等を行い、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなどに努める。



## 第3編 地震・津波災害対策編

### 第2．広域応援体制の整備

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、県及び県内の他市町村等に対する応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

### 第3．地震・津波等観測体制の整備

地震等による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

#### 1．主要関係機関における地震等観測体制の整備

主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

#### 2．震度情報ネットワークシステムの活用

消防庁、県、市町村をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、県下市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

### 第4．消防体制の整備

地震や津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

#### 1．消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の整備・強化を図る。

#### 2．消防団の育成強化

##### (1) 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

##### (2) 消防団の育成強化の推進

以下のとおり消防団の育成強化に努め、地域社会の防災体制の強化を図る。

##### ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加協力の環境づくりを進める。



- イ 消防団への参加促進  
消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。  
また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。
- (3) 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化
  - ア 一般家庭に対する出火防止の指導  
一般家庭における出火を防止するため、自主防災組織等を通して、地震時における火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。
  - イ 地域住民の初期消火体制の整備  
地域単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から地震時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。
- (4) 事業所の出火防止・初期消火体制の整備
  - ア 事業所に対する出火防止の指導  
消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。
  - イ 事業所の初期消火体制の整備  
災害発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織(自衛消防隊等)の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、地震時には協力して初期消火体制が確立できるように努める。

### 第5. 避難体制の整備

地震災害においては延焼火災の拡大等のため、また、津波災害においては避難を要する地域が数多く出ることから、住民の避難が多数におよぶことが予想されるため、地震・津波避難に関する計画や災害時における避難指示権者が行う避難の指示等の基準、防災マップ、海拔表示板の周知に努めるなど、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。

#### 1. 安全に避難するための計画の策定

##### (1) 避難手段の考え方

津波発生時の避難にあたっては、徒歩避難を原則とする。

ただし、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざる得ない場合には、自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界があることを認識した上で検討を行う。

##### (2) 避難誘導體制

ア 消防職員、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難

誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

- イ 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。
- ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- エ 要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

### 2. 避難場所及び避難所の指定等

集会所、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

#### (1) 指定緊急避難場所

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するとともに、沿岸部においては、津波避難ビル等の指定に努める。

また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の対浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

#### (2) 指定避難所

避難所の指定は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、

介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

### （3）避難所の整備

指定避難所となる施設については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。指定避難所において救護施設、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。また、指定避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

### 3. 地域における避難体制の整備

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

### 4. 各種施設における避難体制の整備

#### （1）避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 避難措置は、原則として避難指示を行う。

イ 町長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

ウ 町長は、本計画を基礎に関係機関の協力を得て管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。また、避難指示権者は、避難指示等の実施について法令等が定めるもののほか、地域防災計画により行う。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難指示	通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常避難行動ができる者は、避難場所への避難行動を直ちに開始する。</li> <li>・確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

※ 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、「強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報を覚知した場合」は避難指示を直ちに発令することとする。

### （2）避難指示等の実施要領

ア 避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ地域防災計画等において実施要領を定めておく。

イ 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知する。

ウ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（危機管理防災課長及び各地域連絡協議会長）に報告しなければならない。

### （3）避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行う事ができるよう、次のように誘導體

制を整備しておく。

ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障害者等の避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておく、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地すべり等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

### 5. 避難指示等の伝達方法の周知

#### (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 同報系無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者により直接口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び警鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、有線放送、電話等の利用により伝達する。

#### (2) 伝達方法等の周知

町長は、避難計画において危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

#### (3) 伝達方法の工夫

町長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

### 6. 要配慮者の避難体制の強化

#### (1) 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

#### (2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。



### (3) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

## 7. 避難所の収容・運営体制の整備

### (1) 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は、知事から委任の通知を受けた町長が行うこととする。町長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について直ちに知事に通告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

### (2) 避難所の運営体制の整備

各避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル作成のためのガイドライン」（平成19年12月鹿児島県）及び「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成20年8月鹿児島県）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。



「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」の項目

避難所をめぐる基本的な事項

事前対策

応急対策

地域住民等自主運営組織による避難所の運営

要配慮者対策

(3) 避難所の生活環境改善システムの整備

関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。

(4) 避難所巡回パトロール体制の整備

被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

### 第3章 応急活動体制の確立

地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後での初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

#### 第1節 災害時の応急活動体制

##### 第1. 応急活動体制

住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性に鑑み地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

##### (1) 災害初動体制

住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、津波発生直後の災害初動体制（情報連絡体制や災害警戒本部体制）を早急に確立して応急対策に着手する。

##### (2) 災害対策本部

地域防災計画に規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。

##### (3) 現地災害対策本部

被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、国・関係機関等と連携をとって活動を推進する。

##### 第2. 動員配備体制

津波や地震災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた津波災害時の動員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

##### 第3. 災害対策本部

町災害対策本部の設置、組織及び掌握事務等については、第2編第2章「災害応急対策」に準ずる。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ定められた職員による初動体制により、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

第4. 地震発生時の緊急配備体制

配備区分	配備時期	配備内容	配備要員
第1・2 配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度4以上の地震が発生した場合、又は津波注意報が発表された場合</li> <li>その他町長が特に認めたとき</li> </ul>	情報の収集、連絡広報活動に従事し、必要であれば速やかに第2 配備体制に切り替える体制とする。	あらかじめ定められた職員が登庁
第3 配備 (非常警戒体制) 災害対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上の地震が発生した場合、又は大津波警報等が発令された場合</li> <li>重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合</li> </ul>	本部員全員をもって当たるもので、局地的災害に対しては、そのまま対策活動ができるように、また状況により直ちに救助活動、応急対策活動を開始できる完全な体制とする。	全職員

第2節 通信連絡手段の確保

第1. 通信連絡系統

津波時の通信連絡系統としては、防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、緊急・非常電話を含む）、携帯電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

第2. 無線通信体制の確立

津波や地震時の無線通信連絡体制として、整備済みの防災行政無線等をはじめ、NTTの孤立防止対策用衛星電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。

第3. その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話をはじめCATV、オフトーク通信、NTTの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、津波や地震時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(1) その他の各種通信手段

ア 一斉同報メール

登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的避難行動等の情報も配信可能。

イ 緊急速報（エリアメール等）

## 第3編 地震・津波災害対策編

町内にいる携帯電話所持者に対して、災害情報等を一齐にメール配信。  
エリア内であれば一時滞在者（観光客等）も受信可能。

ウ コミュニティFM放送

### 第3節 市町村・消防における相互応援協力

#### 第1. 県及び市町村の相互の応援

##### 1. 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

災害が発生し、町内のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

(1) 被災市町村は、災害応急対策を実施するために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

(2) (1) の応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

(3) 県は、災害応急対策を行う為に必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

##### 2. 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合は、県に対し、その調整を要請する。また、県は、災害応急対策を行うために必要な場合、災害規模に応じて他の都道府県に対し、応援を求めることができる。

##### 3. 町内所在機関相互の応援協力

町内に所在する県指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、町が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

#### 第2. 消防機関の応援

##### 1. 鹿児島県消防相互応援協定による応援

町長は、大規模な津波や地震、火災等が発生し、所轄する消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

##### 2. 緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を集結しても災害の防御が困難な場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

### 第4節 ボランティアとの連携等

大規模な津波の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

よって、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織など環境整備を行う。

#### 第1. ボランティアの受入れ、支援体制

##### 1. ボランティア活動に関する情報提供

被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

##### 2. ボランティア支援体制の確立

###### (1) 救援支援本部における対応

災害の状況に応じて必要と認めた場合は、救援対策本部を設置し、災害ボランティアセンター、近隣支援本部の設置についての連絡調整や、災害ボランティアセンター等の運営の支援等に努めるものとする

###### (2) 災害ボランティアセンターにおける対応

災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、市町村等関係団体と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。なお、被害の程度により、周辺市町村社会福祉協議会等は災害ボランティアセンターに対して積極的に人的な協力等に努めるものとする。

#### 第2. ボランティアの受付、登録、派遣等

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

なお、県への直接のボランティア活動の問い合わせに対しては、社会福祉課が総合窓口となり災害ボランティアセンター等に引き継ぎ、登録等を行う。

### 第5節 災害警備体制

津波災害時には、町民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。このため、災害時には、迅速かつ的確に組織的、総合的、計画的な警察活動を実施する。

### 第4章 津波警報等・津波及び地震に関する情報の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波警報等・津波及び地震に関する情報は基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し関係機関等に伝達する。

#### 第1節 初動期の応急対策

##### 第1. 気象庁による津波警報等、津波及び地震に関する情報の発表

###### 1. 津波及び地震に関する情報の発表

###### (1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

また、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

###### (2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。



震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。

(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表する。

予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対

## 第3編 地震・津波災害対策編

しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

### 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	<b>10m超</b> (10m<予想される津波の最大波の高さ)	<b>巨大</b>	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		<b>10m</b> (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		<b>5m</b> (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	<b>3m</b> (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	<b>高い</b>	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<b>1m</b> (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は遠い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

津波警報等の留意事項

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・ 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(4) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点に

## 第3編 地震・津波災害対策編

おける最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

### 最大波の観測値の発表基準

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	全ての場合	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

### 最大波の観測値及び推定値の発表内容

（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	すべての場合	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波情報の留意事項

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
  - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
  - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
  - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合がある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	情報の種類	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

## 第3編 地震・津波災害対策編

### 第2. 津波等に対する自衛措置伝達

#### 1. 津波への警戒、避難指示・緊急安全確保

近海で地震が発生した場合は、津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、以下のように対応する。また、津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

##### (1) 住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

##### (2) 町の対応

町は、防災行政無線等を用いたり、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を指示する。

#### 津波に対する警戒呼びかけ・避難の指示・緊急安全確保の基準

	基 準	対 応
津波に対する警戒及び海岸部への避難指示	震度4（と思われる）の地震を感じたとき。又は、津波注意報を入手したとき。	直ちに、海岸部に避難を指示する。 また、その他の津波危険地域の住民等へ警戒を呼びかける。
津波危険地域に対する避難の指示	震度4以上（と思われる）の地震を感じたとき又は、弱い地震でも長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは、津波警報を入手したとき。	津波危険地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する。 (避難の指示・緊急安全確保)

#### 2. 津波の監視警戒

町は、揺れを感じた場合には、津波警報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒するものとする。

特に、震度4以上と思われる揺れを感じた場合は、以下の対応をとる。

##### (1) 海面監視・警戒

気象官署からの津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。

##### (2) 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHKの放送を聴取する。



### 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

#### 第1. 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

なお、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第3編 地震・津波災害対策編

---

### 1. 収集すべき災害情報等の内容

- (1) 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- (2) 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- (3) 津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- (4) 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (5) 出火件数、又は出火状況
- (6) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- (7) 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- (8) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- (9) 避難状況、救護所開設状況
- (10) 災害対策本部設置等の状況
- (11) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

### 2. 災害情報等の収集

町職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。

一般の職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

## 第5章 広 報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する伝達情報手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

### 第1節 住民への広報

#### 第1. 町による広報

##### 1. 広報内容

津波時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。また、津波注意報・警報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

##### (1) 津波危険地域住民への警戒よびかけ避難の指示・誘導

広報担当者は、地震を感じたとき事前に定めた広報要請により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

##### (2) 津波警報等発表後の広報

地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ津波時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

ア 出火防止、初期消火の喚起・指示

イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人の救出活動の喚起・指示

ウ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

##### (3) 津波警報等発表後、事態が落ちついた段階での広報

各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ、ラジオ、行政機関のホームページ、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM放送、告知放送から情報入手するようになど。

エ 安否情報

安否情報については「NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用する」よう広報する。

## 第3編 地震・津波災害対策編

---

### オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

#### 2. 広報手段

町が保有する防災行政無線、防災メール、サイレン吹鳴装置（無線）、インターネット（町ホームページ、等のソーシャルメディア）、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM放送、告知放送、広報車、町職員・消防団・自主防災組織・区長等による口頭などの各伝達手段による。

また、「避難指示」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、放送機関への情報の提供等を行い、住民への周知に努める。

県防災情報システムからLアラート（災害情報共有システム）に発信することにより、周知情報が提供される。

### 第6章 避難の指示・誘導

地震、津波の発生に際して、危険があるかと認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立ち退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、町長は、警察官、海上保安官、知事及び自衛官の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

津波については、次の対応をとるほか、避難施設の耐震化には特に注意する。

町は、防災行政無線等を用いたり、漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜から避難を指示する。

#### 第1節 要避難状況の早期把握・判断

##### 第1．要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察、消防、海上保安庁、自衛隊および県に協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

##### 第2．避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した津波の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

###### 1．津波からの避難の実施

鹿児島県が想定している地震のうち、海溝型地震、特に震源が本町に近い奄美群島太平洋沖（北部）（南部）の地震の場合は、地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため、避難が緊急になされる必要がある。

したがって、地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に、町・消防本部等は、避難指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、住民の避難活動を補完する。

#### 第2節 避難の指示・誘導の実施

##### 第1．避難の指示の基準と区分

- 1．津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、強い地震（震度4程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合又は津波警報等を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

### 2. 避難指示

津波警報等が発表されたとき、危険が予想され避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。また、地震の場合には、地震が群発し、大地震の発生が予測され、生命身体の危険が迫ってきたとき、及び地震による二次災害の発生が预期される場合。

大津波警報が発表されたとき、著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。

### 3. 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

## 第2. 実施する避難措置

### 1. 避難者に周知すべき事項

区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- (1) 避難すべき理由（危険の状況）
- (2) 避難の経路及び避難先
- (3) 避難先の給食及び救助措置
- (4) 避難後における財産保護の措置
- (5) その他

### 2. 避難対策の通報・報告

- (1) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか指定緊急避難場所等の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- (2) 避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を危機管理防災課（災害対策本部設置時は本部連絡班又は所管支部）に報告しなければならない。
- (3) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- (4) 避難措置の実施に関し「地域防災計画」に、次の事項を定めておかなければならない。
  - ア 避難措置に関する関係機関の連絡方法
  - イ 避難措置を実施する区域別責任者（町職員等）
  - ウ 避難の伝達方法
  - エ 各地域ごとの指定緊急避難場所、指定避難所及び避難方法
  - オ その他の避難措置上必要な事項



### 第3節 避難指示の伝達

#### 第1. 町長による避難指示の伝達

##### 1. 避難計画に基づく伝達

町長は、市町村地域防災計画の避難計画において予め定められた避難の指示緊急安全確保の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

##### 2. 災害状況に応じた伝達

避難の指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、町が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

- (1) 同報系防災行政無線施設、防災メール等を利用した伝達
- (2) あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
- (3) サイレン及び警鐘による伝達
- (4) 広報車からの呼びかけによる伝達
- (5) コミュニティFM放送
- (6) 緊急速報（エリアメール等）
- (7) 告知放送
- (8) Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、インターネット（市町村ホームページ等のソーシャルメディア、ポータルサイト）、有線放送、電話、特使等の利用による伝達

### 第4節 避難の誘導等

#### 第1. 地域における避難誘導等

町は、状況により避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

##### 1. 避難誘導体制

- (1) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- (2) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

##### 2. 避難経路

- (1) 誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所等への避難経路の周知・徹底を図る。
- (2) 津波時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

### 3. 避難順位

- (1) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- (2) 土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

### 4. 携帯品の制限

- (1) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (2) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

### 5. 危険防止措置

- (1) 避難場所等の開設に当たって、町長は、避難場所等の管理者、応急危険度判定士等の専門技術者等の協力を得て、津波、余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (2) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等や、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (3) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

### 6. その他避難誘導にあたっての留意事項

#### (1) 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

#### (2) 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

## 第7章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後、民生の安定、社会経済活動の早期回復を図り、被災した各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討のうえ計画するものとする。

### 第1節 復旧・復興の基本的方針の決定

本計画は、災害発生後、被災した各施設の原形復旧と併せ再度災害の発生を防止するため、必要な施設の改良を行い、津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興をめざし、将来の災害に備える事業の対策について計画するものとする。

#### 第1. 被害が比較的軽い場合の基本的方向

津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

#### 第2. 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、県及び町が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、被災地である町等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

### 第2節 迅速な現状復旧

#### 第1. 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

#### 第2. 復旧事業の推進

##### 1. 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進については、次により実施する。

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。

## 第3編 地震・津波災害対策編

- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により町単防災として行う等の計画を行う。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。
- (8) 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。
- (10) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

### 2. ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

- (1) ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、県や町を経由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。
- (2) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

### 3. 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、町は、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定める。

### 第3節 災害復旧事業計画

#### 第1．計画作成の時期

災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

#### 第2．事業計画の種別

事業計画は、おおむね次に掲げる復旧事業について作成するものとする。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画
2. 農林水産業施設災害復旧事業計画
  - (1) 住宅災害復旧事業計画
  - (2) 社会福祉施設災害復旧事業計画
  - (3) 学校教育施設災害復旧事業計画
  - (4) その他の災害復旧事業計画

#### 第3．災害復旧資金計画

本計画は、災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して、積極的な融資計画を推進し、民生の安定を図ることを目的とする。

1. 融資の種類
  - (1) 農林漁業者に対する資金融資
    - ア 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
    - イ 農林漁業金融公庫及び災害事業資金
    - ウ 自作農維持創設資金
  - (2) 商工業者に対する資金融資
    - ア 日本政策金融公庫資金
    - イ 中小企業金融公庫資金
    - ウ その他資金
  - (3) 民生関係の資金融資
    - ア 災害援護資金
    - イ 生業資金
  - (4) 住宅関係資金融資
    - ア 災害復旧住宅建設補修資金
    - イ 地すべり関連住宅資金